

ワーキンエバー株式会社 実務者研修養成施設学則

(設置目的)

第1条 ワーキンエバー株式会社(以下「当機関」という)が実施する実務者研修は、介護福祉士として介護業務に従事しようとする者を対象とする。専門職としての対人援助の視点と理念、職務上の姿勢、専門的な知識や技術を習得させる。
さらに、介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことから、高齢化社会における医療・福祉の担い手として活躍できる人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 ワーキンエバー 介護職員実務者研修科

(位置)

第3条 当科は、和歌山県田辺市朝日ヶ丘21-1 ハートビル3階に置く。

(修業年限)

第4条 6か月

(生徒定員、学級数)

第5条 定員15名、1学級

(養成課程、履修方法)

第6条 1)養成課程:介護福祉士実務者研修課程
2)履修方法:通学過程

第7条 (休業日)

1)土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
2)夏季休業日:お盆期間
冬季休業日:12月27日～1月4日

(入所時期)

第8条 入所時期は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の指定する期間の中で設けられる。

1月1日～6月30日	3月13日～9月12日	5月24日～11月23日	8月4日～2月3日	10月12日～4月11日	12月23日～6月22日
1月2日～7月1日	3月14日～9月13日	5月25日～11月24日	8月5日～2月4日	10月13日～4月12日	12月24日～6月23日
1月3日～7月2日	3月15日～9月14日	5月26日～11月25日	8月6日～2月5日	10月14日～4月13日	12月25日～6月24日
1月4日～7月3日	3月16日～9月15日	5月27日～11月26日	8月7日～2月6日	10月15日～4月14日	12月26日～6月25日
1月5日～7月4日	3月17日～9月16日	5月28日～11月27日	8月8日～2月7日	10月16日～4月15日	12月27日～6月26日
1月6日～7月5日	3月18日～9月17日	5月29日～11月28日	8月9日～2月8日	10月17日～4月16日	12月28日～6月27日
1月7日～7月6日	3月19日～9月18日	5月30日～11月29日	8月10日～2月9日	10月18日～4月17日	12月29日～6月28日
1月8日～7月7日	3月20日～9月19日	5月31日～11月30日	8月11日～2月10日	10月19日～4月18日	12月30日～6月29日
1月9日～7月8日	3月21日～9月20日	6月1日～11月30日	8月12日～2月11日	10月20日～4月19日	12月31日～6月30日
1月10日～7月9日	3月22日～9月21日	6月2日～12月1日	8月13日～2月12日	10月21日～4月20日	
1月11日～7月10日	3月23日～9月22日	6月3日～12月2日	8月14日～2月13日	10月22日～4月21日	
1月12日～7月11日	3月24日～9月23日	6月4日～12月3日	8月15日～2月14日	10月23日～4月22日	
1月13日～7月12日	3月25日～9月24日	6月5日～12月4日	8月16日～2月15日	10月24日～4月23日	
1月14日～7月13日	3月26日～9月25日	6月6日～12月5日	8月17日～2月16日	10月25日～4月24日	
1月15日～7月14日	3月27日～9月26日	6月7日～12月6日	8月18日～2月17日	10月26日～4月25日	
1月16日～7月15日	3月28日～9月27日	6月8日～12月7日	8月19日～2月18日	10月27日～4月26日	
1月17日～7月16日	3月29日～9月28日	6月9日～12月8日	8月20日～2月19日	10月28日～4月27日	
1月18日～7月17日	3月30日～9月29日	6月10日～12月9日	8月21日～2月20日	10月29日～4月28日	
1月19日～7月18日	3月31日～9月30日	6月11日～12月10日	8月22日～2月21日	10月30日～4月29日	
1月20日～7月19日	4月1日～9月30日	6月12日～12月11日	8月23日～2月22日	10月31日～4月30日	
1月21日～7月20日	4月2日～10月1日	6月13日～12月12日	8月24日～2月23日	11月1日～4月30日	
1月22日～7月21日	4月3日～10月2日	6月14日～12月13日	8月25日～2月24日	11月2日～5月1日	
1月23日～7月22日	4月4日～10月3日	6月15日～12月14日	8月26日～2月25日	11月3日～5月2日	
1月24日～7月23日	4月5日～10月4日	6月16日～12月15日	8月27日～2月26日	11月4日～5月3日	
1月25日～7月24日	4月6日～10月5日	6月17日～12月16日	8月28日～2月27日	11月5日～5月4日	
1月26日～7月25日	4月7日～10月6日	6月18日～12月17日	8月29日～2月28日	11月6日～5月5日	
1月27日～7月26日	4月8日～10月7日	6月19日～12月18日	8月30日～2月29日	11月7日～5月6日	
1月28日～7月27日	4月9日～10月8日	6月20日～12月19日	8月30日～2月28日	11月8日～5月7日	
1月29日～7月28日	4月10日～10月9日	6月21日～12月20日	8月31日～2月28日	11月9日～5月8日	
1月30日～7月29日	4月11日～10月10日	6月22日～12月21日	8月31日～2月29日	11月10日～5月9日	
1月31日～7月30日	4月12日～10月11日	6月23日～12月22日	9月1日～2月28日	11月11日～5月10日	
2月1日～7月31日	4月13日～10月12日	6月24日～12月23日	9月1日～2月29日	11月12日～5月11日	
2月2日～8月1日	4月14日～10月13日	6月25日～12月24日	9月2日～3月1日	11月13日～5月12日	
2月3日～8月2日	4月15日～10月14日	6月26日～12月25日	9月3日～3月2日	11月14日～5月13日	
2月4日～8月3日	4月16日～10月15日	6月27日～12月26日	9月4日～3月3日	11月15日～5月14日	
2月5日～8月4日	4月17日～10月16日	6月28日～12月27日	9月5日～3月4日	11月16日～5月15日	
2月6日～8月5日	4月18日～10月17日	6月29日～12月28日	9月6日～3月5日	11月17日～5月16日	
2月7日～8月6日	4月19日～10月18日	6月30日～12月29日	9月7日～3月6日	11月18日～5月17日	
2月8日～8月7日	4月20日～10月19日	7月1日～12月31日	9月8日～3月7日	11月19日～5月18日	
2月9日～8月8日	4月21日～10月20日	7月2日～1月1日	9月9日～3月8日	11月20日～5月19日	
2月10日～8月9日	4月22日～10月21日	7月3日～1月2日	9月10日～3月9日	11月21日～5月20日	
2月11日～8月10日	4月23日～10月22日	7月4日～1月3日	9月11日～3月10日	11月22日～5月21日	
2月12日～8月11日	4月24日～10月23日	7月5日～1月4日	9月12日～3月11日	11月23日～5月22日	
2月13日～8月12日	4月25日～10月24日	7月6日～1月5日	9月13日～3月12日	11月24日～5月23日	
2月14日～8月13日	4月26日～10月25日	7月7日～1月6日	9月14日～3月13日	11月25日～5月24日	
2月15日～8月14日	4月27日～10月26日	7月8日～1月7日	9月15日～3月14日	11月26日～5月25日	
2月16日～8月15日	4月28日～10月27日	7月9日～1月8日	9月16日～3月15日	11月27日～5月26日	
2月17日～8月16日	4月29日～10月28日	7月10日～1月9日	9月17日～3月16日	11月28日～5月27日	
2月18日～8月17日	4月30日～10月29日	7月11日～1月10日	9月18日～3月17日	11月29日～5月28日	
2月19日～8月18日	5月1日～10月31日	7月12日～1月11日	9月19日～3月18日	11月30日～5月29日	
2月20日～8月19日	5月2日～11月1日	7月13日～1月12日	9月20日～3月19日	12月1日～5月31日	
2月21日～8月20日	5月3日～11月2日	7月14日～1月13日	9月21日～3月20日	12月2日～6月1日	
2月22日～8月21日	5月4日～11月3日	7月15日～1月14日	9月22日～3月21日	12月3日～6月2日	
2月23日～8月22日	5月5日～11月4日	7月16日～1月15日	9月23日～3月22日	12月4日～6月3日	
2月24日～8月23日	5月6日～11月5日	7月17日～1月16日	9月24日～3月23日	12月5日～6月4日	
2月25日～8月24日	5月7日～11月6日	7月18日～1月17日	9月25日～3月24日	12月6日～6月5日	
2月26日～8月25日	5月8日～11月7日	7月19日～1月18日	9月26日～3月25日	12月7日～6月6日	
2月27日～8月26日	5月9日～11月8日	7月20日～1月19日	9月27日～3月26日	12月8日～6月7日	
2月28日～8月27日	5月10日～11月9日	7月21日～1月20日	9月28日～3月27日	12月9日～6月8日	
2月29日～8月28日	5月11日～11月10日	7月22日～1月21日	9月29日～3月28日	12月10日～6月9日	
3月1日～8月31日	5月12日～11月11日	7月23日～1月22日	9月30日～3月29日	12月11日～6月10日	
3月2日～9月1日	5月13日～11月12日	7月24日～1月23日	10月1日～3月31日	12月12日～6月11日	
3月3日～9月2日	5月14日～11月13日	7月25日～1月24日	10月2日～4月1日	12月13日～6月12日	
3月4日～9月3日	5月15日～11月14日	7月26日～1月25日	10月3日～4月2日	12月14日～6月13日	
3月5日～9月4日	5月16日～11月15日	7月27日～1月26日	10月4日～4月3日	12月15日～6月14日	
3月6日～9月5日	5月17日～11月16日	7月28日～1月27日	10月5日～4月4日	12月16日～6月15日	
3月7日～9月6日	5月18日～11月17日	7月29日～1月28日	10月6日～4月5日	12月17日～6月16日	
3月8日～9月7日	5月19日～11月18日	7月30日～1月29日	10月7日～4月6日	12月18日～6月17日	
3月9日～9月8日	5月20日～11月19日	7月31日～1月30日	10月8日～4月7日	12月19日～6月18日	
3月10日～9月9日	5月21日～11月20日	8月1日～1月31日	10月9日～4月8日	12月20日～6月19日	
3月11日～9月10日	5月22日～11月21日	8月2日～2月1日	10月10日～4月9日	12月21日～6月20日	
3月12日～9月11日	5月23日～11月22日	8月3日～2月2日	10月11日～4月10日	12月22日～6月21日	

(入所資格)

第9条 入所希望者を管轄する公共職業安定所の受講指示、受講推薦又は支援指示を受け、福祉・介護関連の知識及び技能を習得し、福祉施設や病院等への就職を希望する者とする。

(入所者の選考)

第10条 受講申込書を提出した者に対して、選考試験(筆記・面接)を行う。

(入所手続)

第11条 公共職業安定所で受講申込みの手続き後、当機関に書類を持参、又は郵送にて募集締切日までに提出する。

選考に合格した者は、所定の期日までに当機関から郵送された「選考結果通知書」を管轄の公共職業安定所へ提出し、手続を行う。

(退校、休学、復学、卒業(修了))

第12条 1)退校 退校を希望する場合は、退校届を提出しなければならない。
2)休学、復学 原則として認めない。
3)卒業(修了) すべてのカリキュラムを履修し、各テストにおいて合格基準を満たした者を卒業(修了)とする。

(受講料・実習日等)

第13条 研修受講に際して必要な費用負担は次の通りとする。

①受講料・実習費	無料
②補講対象となった場合、1時間につき2,000円	
③テキスト代	13,824円(8%税込)
※テキスト購入後の返金はできないものとする。	
④企業実習先と職場見学等への交通費	実費
⑤災害保障制度保険	当機関負担
※但し、受講されなくなった場合は解約となります。	

(解約規定)

第14条 ①受講生からの解約規定(受講生から解約を申出た場合の返金について)

ア)研修開講日以前の解約について

テキストを購入済の場合、テキスト代の返金はできません。

研修開講以降も同じとする。

イ)研修中(実習中も含む)の災害障害を保障する災害保障制度保険は、当機関負担にて加入しますが、受講解約時点(退校)で保険も解約とさせていただきます。

②研修事業者(当機関)からの解約規定

最少開催人数は8名。但し以下の人数でも実施する場合があります。

天災、その他やむを得ない事情により当機関が研修を中止、延期する場合は、新たに日程を設定するなど受講者に不利益とならないよう、最善の措置を講じます。

(通学上の諸注意)

第15条 原則として公共の交通機関をご利用下さい。無料駐車場はありません。公共機関をご利用にならない場合は、各自駐車場を確保してください。駐車場契約の証明を提示頂く場合があります。

(研修欠席等の扱い)

- 第16条 「やむを得ない理由」で遅刻・早退・欠席・欠課する場合は、速やかに電話にて当機関まで(0739-34-8692)連絡する事。処方箋、領収書等が必要となる場合もあります。(但し、感染症の場合は別途必要書類の提出となります。「インフルエンザなどの感染症に感染した場合」を参照)
また、遅刻、早退、欠課も欠席扱いとなります。
全体の訓練実施日の出席が8割に満たない場合は、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)」に基づく修了証の発行はできません。
※「やむを得ない理由」の届出は、受給者の方に限ります。

(補講等の取扱い)

- 第17条 講義・演習
各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目(介護福祉士実務者研修課程)の資格取得はできません。
従って補講により履修する必要があります。 ※補講にかかる受講料について、1時間2000円は受講者の負担とします。
あわせて、各科目のテストに合格する事も条件とします。
また、3分の2以上の出席を満たしている場合でも、欠席した科目についてのレポート、又は補講が必要です。
科目別テスト
100点満点中の合格基準(70点以上)に満たない場合は、再テストを行う。

(研修の内容・研修実施機関・研修の免除・主要テキスト)

- 第18条 1) 研修の内容
別紙5号カリキュラム参照
※喀痰吸引等の基本演習については、研修事業実施要綱に順次執り行う。
2) 実施機関
和歌山県田辺市新万22-18
ワーキンエバー株式会社
電話:0739-34-8692
FAX:0739-81-3714
3) 研修の免除
求職者支援制度に基づき、免除科目はない。
4) 主要テキスト
中央法規出版株式会社
「介護職員等 実務者研修テキスト」全5巻
2014年版

(学習の評価及び課程修了の認定)

第19条 1)実務者研修(医療的ケア以外)の評価

科目ごとに筆記試験を実施し、下記基準に達する者を知識の修得がなされていると判断する。

ランク	得点	合否
A	90点以上	合格
B	80点以上	合格
C	70点以上	合格
D	69点以下	不合格(再試験)

※Dランクと判定になった者は、訓練時間外にて再試験を行うものとする

2)実務者研修 医療的ケア(50時間)講義の修得評価

筆記試験により、知識の修得確認する。

合格基準、再試験は上記1)と同様とする。

3)全ての基本研修講義受講後に、たんの吸引及び経管栄養の演習を下記のとおり行う。

この演習について評価基準を満たしているかの評価を下記のとおり行う。

①基本研修の内容

たんの吸引(口腔内、鼻腔内、期間カニューレ内部)と経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)の5つのケアの種類ごとに5回以上の演習を実施する、評価票の全ての項目についての講師の評価結果が「手順どおりに実施できている」とされた場合に、演習の修了となる。

ケアの種類		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻	5回以上
救急蘇生法		1回以上

※喀痰吸引等の実施のためには、「実地研修」を修了する必要があります。

第20条 (入所検定料、入所料、授業料、実習費等)

原則すべてテキスト代(全5巻13,824円)以外は無料であるが、通学や実習施設への交通費、補講に関しても一部自己負担とする。

(教職員の組織)

第21条 施設長 1名

専任教員 1名

講師 5名以上

事務職員 2名以上

(個人情報の取扱い)

第22条 1) 収集する個人情報について

当機関は、収集した情報を他人に対し提供したり、共有したり、貸したりはしません。

当機関は、個人の住所・氏名・電話番号・及びEメールアドレスなどを個人を識別できる情報や希望条件、年齢などの個人情報を収集します。

2) 個人情報の使用について

当機関は、上記の目的を達成するために必要な個人情報のみを収集させていただきます。

個人情報の収集・利用・提供は、情報の提供者の事前同意の上、目的を達成する範囲内でのみ行うものとし、その取扱いには万全の管理体制を施しています。

また、ご本人の承諾無く第三者に開示・提供することはありません。

3) 個人情報の委託について

当機関は上記業務を行う際に、個人情報の取扱いに関する情報は一切委託しておりません。

4) 個人情報の開示にかんしての免責事項について

当機関は、原則としてご本人の許可無く第三者に個人情報を開示することはありません。

但し、法律の定めにより、国・地方自治体、裁判所、警察、その他法律や条例などで定められた権限を持つ機関より要請があった場合には、これに応じて本人の許可無く情報を開示することがあります。

(賞罰)

第23条 1) 褒賞

すべてにおいて優秀であり、他の受講生の模範となる者について褒賞することがある。

2) 懲戒

当機関の学則に違反、又は受講生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分(退校処分)とする場合がある。

懲戒の段階は、注意・警告・勧告・退校とする。

前項の退校は、次に1つでも該当する者に対して行うことができる。

①当該課程研修の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数に満たない者。(認定も不可)

②受講指示を取り消された者。

③学習意欲が十分でなく、他の受講者の迷惑をなす行為を行う等、受講態度が改善されない者。

④講師若しくは他の受講者に場を乱す発言、又は必要以上に大声を出すなど他者の迷惑となる行為を行う者。

⑤遅刻・早退・欠席・欠課が著しく多く、訓練効果が見込まれそうにない場合。

⑥その他すべてにおいて危険な行動を行う者

(附則)

第24条 この学則は本研修の受講生に対し、平成26年11月10日より施行する。